

「あおり紀行観光イベントガイドブック企画制作業務」に係る
企画提案公募要領

1 業務の趣旨

令和3年4月から9月にかけて実施の東北デスティネーションキャンペーン（以下「東北DC」という。）の効果を継続し観光情報発信機能を強化することにより、本県へのより一層の観光客誘致促進、観光消費額の拡大を図るため、本県の観光資源、イベント、二次交通情報等を掲載したガイドブックを制作することとし、実施に当たり知識・実績等を有する事業者から企画提案を受け、総合的な審査により最も効果的と思われる企画提案を行った事業者を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

あおり紀行観光イベントガイドブック企画制作業務

(2) 採択者数、予算額

1者 12,000千円（消費税及び地方消費税込み）以内

※1 委託料の中に、1回分の送料を含むものとする。

※2 企画提案競技の提案書作成・提出等に関する経費は参加社の負担とする。

(3) 委託業務実施期間

契約締結の日から令和3年9月30日（木）

ただし、委託業務内容により、発注者と受注者双方の合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

(4) 実施内容

別紙「あおり紀行観光イベントガイドブック企画制作業務」仕様書のとおり

3 企画提案概要

(1) 選定方法等

企画提案競技審査会を開催し選定する。

企画提案競技に参加しようとする者は、下記（3）に掲げる書類を青森県観光連盟に提出すること。審査は、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を契約予定者とする。

(2) 応募資格

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

ア 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 県内に本・支店等を有する者かつ当連盟会員（入会見込みを含む）であり、次のいずれかのものであること。ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち1人以上が県内に本・支店等を有する者かつ当連盟会員（入会見込みを含む）である場合は可とする。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、または法人以外の団体等

イ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

ウ 青森県観光連盟が必要と判断する際に、同連盟にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。

オ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争

- 入札に参加できない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

（3）企画提案競技提出資料

ア 企画書

- ① 仕様：仕上りを日本工業規格A4版とする。縦使い・横使いは問わない。
- ② 提出部数：当日6部を持参し提出すること。
- ③ 記載必要事項
 - (い) 当該ガイドブック制作に当たっての考え方
 - (ろ) 2022冬・春号の紙面構成案
 - ・全体のページネーション（ページ割り）を示すこと。
 - ・表4もしくは中面1ページをJRの広告ページとする。
 - (は) 「あおり紀行」のラフデザイン案
 - ・「1. 「あおり紀行」の目指すところ、2. 留意事項、3. 「あおり紀行」の構成等」を盛り込んだ2022冬・春号のラフ案を提出すること。
 - ラフ案は少なくとも（ア）表紙案（イ）ページの構成・デザイン案（説明文書はダミー可。）を各1案ずつ提出すること。
 - (留意事項)
 - ・デザインに関しては、文字の見やすさに配慮すること。（会員施設情報等の一定の情報量についても、掲載時期の大きさや内容など、デザインの工夫により確保すること。
 - (に) 業務実施スケジュール
 - 2022冬・春号の制作に関する作業スケジュール案
 - (ほ) 業務実施体制
 - ・本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名及び担当する業務内容について明記すること。
 - ・窓口担当者の職・氏名及び連絡先を明記すること。

イ 経費見積書

- ① 消費税を含めた金額で見積もること。
- ② 積算根拠が分かるよう、具体的に記載すること。予算上限額に基づくこと。

※提出された資料は返却しない。

（4）質問の受付及び回答

- ア 受付期限 令和3年5月6日（木）17：00
- イ 受付場所 「8 問い合わせ先」のとおり。
- ウ 提出様式 質問票（別紙4）を用い、電子メール又はFAXにより行うこと。
- エ 回答 令和3年5月11日（火）までに企画提案競技説明会参加者全員へメールにより回答する。

（5）企画提案競技参加確認

企画提案競技参加業者は、企画提案競技参加確認票（別紙2）を令和3年5月20日（木）

17時までに連盟必着で提出すること。

(6) 企画提案の辞退

参加確認票提出後、提案を辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式任意）を青森県観光連盟に提出すること。

なお、提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には、辞退したものとみなす。

4 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 企画提案競技説明会参加申込期限 | 令和3年4月26日（月） |
| (2) 企画提案競技説明会開催 | 令和3年4月28日（水） |
| (3) 質問受付〆切 | 令和3年5月6日（木）17:00必着 |
| (4) 企画提案競技審査会参加申込期限 | 令和3年5月20日（木）17:00必着 |
| (5) 企画提案競技審査会開催 | 令和3年6月1日（火）（指定する時間） |
| (6) 契約締結 | 令和3年6月上旬 |
| (7) 原稿制作 | 令和3年6月下旬～7月下旬 |
| (8) 校正・印刷入稿 | 令和3年8月上旬～9月中旬 |
| (9) 納品 | 令和3年9月下旬 |

5 審査

(1) 審査方法

審査会において、最も評価の高かった企画提案を行った者を契約予定者とする。

(2) 審査結果の通知

審査会終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

6 契約予定者との手続き

- (1) 企画提案書が選定された業者は業務受託予定者とし、随意契約の見積徴収の相手方となる。
- (2) 選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行った後、改めて見積書の提出を求め、協議が整った場合に委託契約を締結する。
- (3) 委託業務の実施に関して、業務委託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議のうえ決定する。

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (4) 提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に要する経費は参加者の負担とする。

8 提出先・問い合わせ先

〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40

公益社団法人青森県観光連盟 観光振興グループ（担当：伊藤）

TEL：017-722-5080 / FAX：017-735-2067 / E-mail：yuka_itou@aomori-kanko.or.jp

※本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

（9：00～12：00 / 13：00～17：00）